医薬副発0918第1号
薬機発第5745号
令和８年９月18日

各（都道府県／保健所設置市／特別区）衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医薬局総務課
医薬品副作用被害対策室長
（公印省略）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長
（公印省略）

医薬品副作用被害救済制度等に関する集中広報等
の周知について（協力依頼）

医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「健康被害救済制度」という。）は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

本制度を広く国民や医療関係者に認知・ご理解いただくため、制度の運営主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「ＰＭＤＡ」という。）において、毎年、「薬と健康の週間（10月17日～23日）」を含む10月から12月までの約３か月間を「健康被害救済制度集中広報期間」として、制度の認知度・理解度の一層の向上を目指し広報活動を積極的に展開しております。

つきましては、貴職においてご了知のうえ、貴管内市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関（都道府県立病院及び市町村立病院を含む。）等に集中広報の取組を周知いただくとともに、貴都道府県、保健所設置市又は特別区の広報誌やホームページにおいて、広報資料の掲載やＰＭＤＡホームページのリンク先を紹介するなど、広報にご協力いただきますようお願い申し上げます。

（URL:https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html）

なお、今年度はＰＭＤＡが作成した広報資材のほか、厚生労働省及びＰＭＤＡが「連続ドラマW MR -医薬情報担当者-」（主演：向井理）とタイアップした広報資料も施設内での掲示やデジタルサイネージ等の周知に活用することができます。添付した画像データをご活用ください。

注　当該画像データは施設内での周知に限ってご利用ください。

（参考：厚生労働省特設サイトURL
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/tieup/mr.html）

そのほか、年間を通じて、eラーニング講座や出前講座を活用した制度周知も行っております。

詳細は下記のとおりです。是非ご活用願います。

記

１．集中広報の内容（予定）

○　ＰＭＤＡでは、健康被害救済制度のリーフレット、制度解説小冊子、ポスター、その他広報資料を無料で配布しており、ＰＭＤＡホームページからもダウンロードすることができます。

（URL:https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0063.html）

また、以下のような取組も行っております。

・大手インターネットメディアを活用した制度の紹介動画やＷＥＢ広告の配信
・病院や薬局のビジョンを使用した動画放映
・医療関係の専門誌や学会誌への広告掲載
・全国でのテレビＣＭの放映　等

注１　広報資材のデザイン改訂に伴い、博多華丸・大吉を起用した広報資材については、本年10月以降のご使用をお控えください。10月以降は、ＰＭＤＡオリジナルキャラクター（ドクトルQ）を使用した広報資材又は新デザインの広報資材をご使用くださいますようお願いいたします。なお、新デザインの広報資材は本年10月以降にＰＭＤＡホームページ（上記ＵＲＬ）に掲載予定です。

注２　別添にて広報例（原稿）をお送りします。広報誌に掲載するなどのために電子媒体をご希望の場合には、ＰＭＤＡまたは厚生労働省までご連絡ください。

（救済制度・広報資料請求に関する照会先）
独立行政法人医薬品医療機器総合機構　健康被害救済部救済制度相談窓口
Eメール：kyufu@pmda.go.jp
電話番号：0120－149－931（フリーダイヤル）
※受付時間：（月～金）9時～17時（祝日・年末年始を除く）

（本件通知担当者）
厚生労働省医薬局総務課医薬品副作用被害対策室
古宮（内線2717）、簸田（内線2902）
（代表電話）03－5253－1111、（直通電話）03－3595－2400
Eメール：fukutai01@mhlw.go.jp

２．ＰＭＤＡにおいて、年間を通じて実施している広報活動

（１）eラーニング講座を活用した制度周知
（URL：https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/general06.html）

○　eラーニング講座は、医療機関や薬局における研修等で活用いただけるよう、以下の情報を網羅しています。

第1部：医薬品副作用被害救済制度について［約15分］
・制度創設の背景
第2部：救済制度の仕組みと請求の流れ［約16分］
・制度の仕組み
・救済給付の請求から支給・不支給決定と給付金支給までの流れ
・請求時の必要書類（副作用疾病の治療を行った医師の診断書や処方を行った医師の投薬・使用証明書等）
・救済給付の対象となるような健康被害事例が生じた場合の院内での対応例
・各種統計データ
第3部：支給・不支給の事例紹介と適正使用のお願い［約15分］
・支給・不支給の決定のために必要な情報と医学的薬学的判定を要する事項
・救済給付の対象・対象外とされた請求の事例（対象外は医薬品の使用目的・方法が適正であったと認められなかったもの等）

○　医療法施行規則に規定する、医薬品安全管理責任者が行う「従業者に対する医薬品の安全使用のための研修」にも活用いただけます。

○　eラーニング講座は、救済制度の特設サイトに掲載しており、PCのほかスマートフォンやタブレットからも視聴可能です。ユーザー登録の必要は

なく、「動画」をクリックすれば直ちに音声付き動画が再生されます。

○　視聴後に講座内容の理解度等についてアンケートを行える仕様としており、研修等で活用いただく際は、「視聴・受講者数」や「アンケート結果」、「受講確認」等を主催者にご提供することも可能です。

○　eラーニング講座を保存したDVDを無償でご提供することも可能ですので、ご希望の場合は、事前にeラーニング講座に関する照会先までご連絡ください。

（２）出前講座による制度周知

（URL：https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0051.html）

○　出前講座は、eラーニング講座と同様の情報を網羅しており、ＰＭＤＡ職員を研修会場に講師として派遣する対面形式での講義のほか、WebexやZoom等によるオンライン講義・録画講義等、様々な開催方法に応じた対応が可能です。

○　医療法施行規則に規定する、医薬品安全管理責任者が行う「従業者に対する医薬品の安全使用のための研修」にも活用いただけます。

○　交通費、謝礼金等は一切いただいておりませんので、出前講座をご希望の場合は、出前講座に関する照会先までご相談ください。

（eラーニング講座・出前講座に関する照会先）
独立行政法人医薬品医療機器総合機構　健康被害救済部企画管理課
電話番号：03－3506－9460
Eメール：kyufu@pmda.go.jp